

試験片（テストピース）による更新申請 （特別ボイラー溶接士）

1 使用する鋼板について

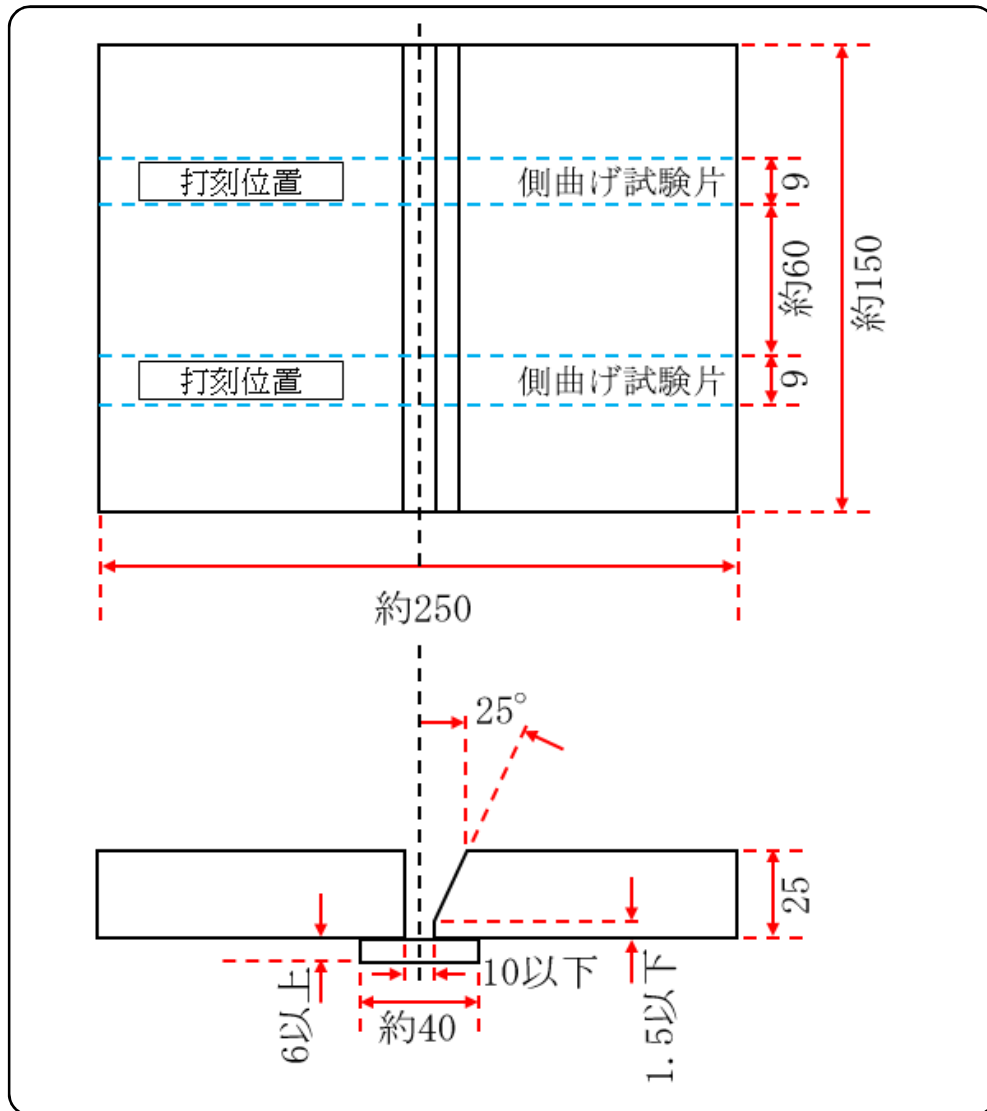
（1）規格について

下記のいずれかの規格に適合するものを使用してください。

- ① JIS G3103-1966（ボイラ用圧延鋼材）に定める鋼板 2種
- ② JIS G3106-1970（溶接構造用圧延鋼材）に定める鋼板 1種
- ③ JIS G3101-1970（一般構造用圧延鋼材）に定める鋼板 2種

（2）寸法について

下図を参考に準備してください。



2 使用する溶接棒について

JIS Z3211-1970（軟鉄用被覆アーク溶接棒）に適合する溶接棒のうち、その直径が 3.2mm以上 6.0mm以下のものを使用してください。

3 窓口について

試験片（テストピース）による更新申請では、**郵送による手続きは行っておりません**ので、**愛知労働局労働基準部安全課の窓口**にお越してください。代理の方による手続きも可能ですが、その際は**申請者の当該免許証その他必要物を必ず持参してください**。

4 申請の流れ

(1) 試験板への打刻 (有効期間満了の**2か月前**から対応)

- ① 窓口**に試験板、当該免許証、顔写真（横 24mm×縦 30mm）、収入印紙 1500 円分及び切手 404 円分**を持参してください（※）。**申請書未記入の場合は、窓口で所定項目を記入していただきます（顔写真、収入印紙又は切手は 4(4) 試験片の提出 時の提出も可能です）。**
- ② 職員が**試験板に刻印を打ちます（1(2) 寸法について** の図の「打刻位置」（2か所）に「**愛〇〇〇〇（当該免許証番号の下4桁）**」。
- ③ **申請書等は当局で預かり、試験板及び当該免許証は返却いたします。**

※住所を変更した場合又は新たに旧姓等（旧姓を使用した氏名又は通称）の併記を希望される場合は、それぞれを確認可能な**公的書面原本**（住民票の写し、運転免許証、マイナンバーカード等）を持参してください。

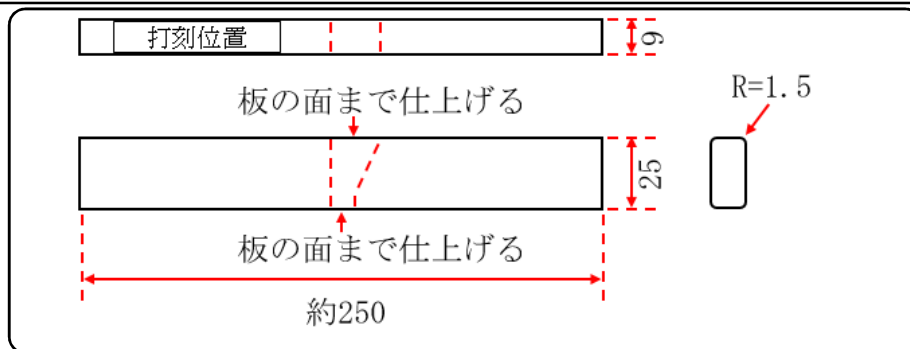
重要

複数名の更新申請を同時に行うため**試験板を複数持参される場合は、溶接時に試験板を取り違えないようご注意ください。**

(2) 溶接、仕上げ、切断

下向き突合せ溶接にて実施してください。溶接後、裏当て金を外して両面とも母材面まで仕上げ、刻印が判別できるように**幅 9 mm**で切断して**試験片（テストピース）を 2本**作成してください（下図）。

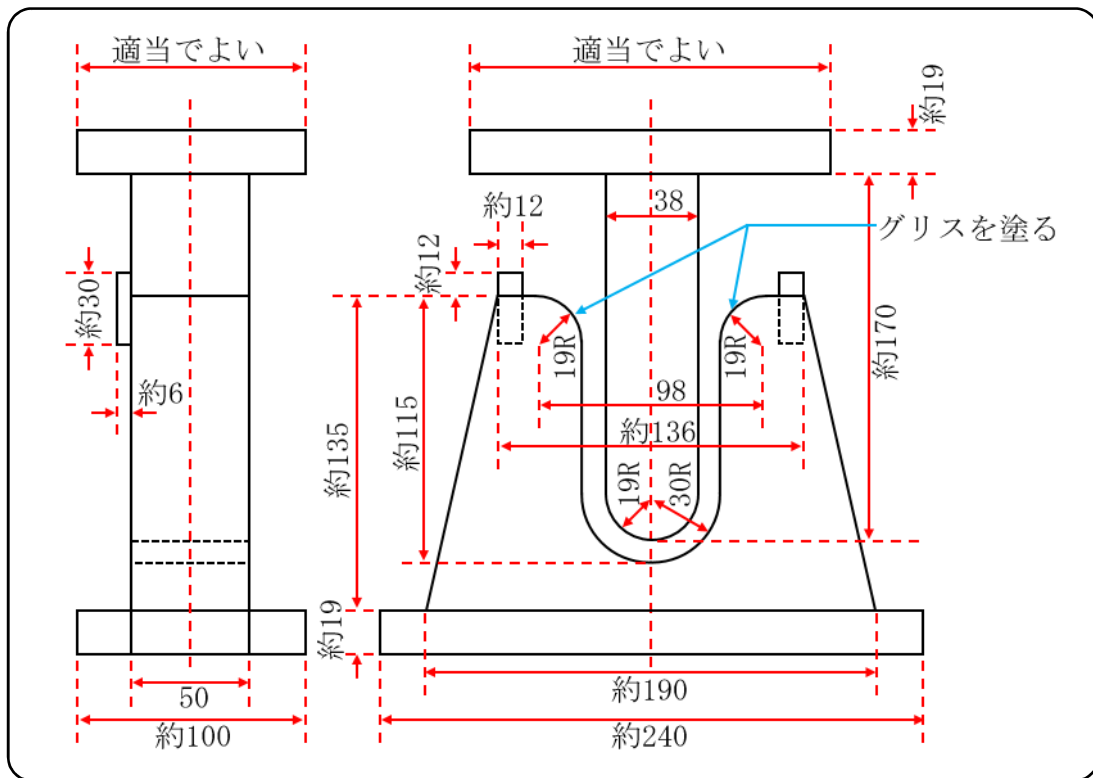
※溶接の前後を通じて熱処理、つち打、ピーニング等の処理を行ってはいけません。
※逆ひずみ法、拘束法等の方法により、溶接後のひずみがなるべく5度を超えないように作成してください。



(3) 曲げ試験

試験片**2本**について、**打刻された面が側面となるよう**に下図のジグにセットし、**側曲げ**を実施してください（試験片2本はそれぞれ**逆方向**に曲げてください。1本目は刻印がそのまま読める向きにセット、2本目は1本目と上下逆向きにしてセット）。

※試験片が完全にU字型になるように雌型に押しつけ、試験片と雄型の湾曲部とのいかなる点における隙間にも直径 1 mmの針金が入らなくなるようにしてください。



下記の曲げ試験機関をご利用いただくことも可能です。詳細は**事前に**各機関にお問い合わせください。

① 一般社団法人日本溶接協会 中部地区溶接技術検定委員会
〒457-0823 名古屋市南区元塩町 6-25-5
TEL 052-613-2081

② あいち産業科学技術総合センター 産業技術センター
〒448-0013 刈谷市恩田町一丁目 157 番地 1
TEL 0566-24-1841

(4) 試験片 (テストピース) の提出

(有効期間満了の**1か月前**から受付)

窓口にて試験片及び当該免許証(※1)を提出してください。**4(1) 試験板への打刻**時に顔写真、収入印紙又は切手を持参されなかった場合は、試験片提出時に**必ず提出してください**(※2)。当該免許証**原本**の提出を希望されない場合は、当該免許証に**穴を開けて返却**いたします。

※1 労働局又は労働基準監督署の窓口で原本確認を受けた写しでも可

※2 住所を変更した場合又は新たに旧姓等(旧姓を使用した氏名又は通称)の併記を希望される場合で、**4(1) 試験板への打刻**時にそれぞれを確認可能な**公的書面原本**(住民票の写し、運転免許証、マイナンバーカード等)を持参されなかった場合は、試験片提出時に**必ず持参してください**。

重要

4(5) 合否判定の結果**不合格**(又は判定不能)となり免許更新ができない場合であっても、申請書、顔写真、収入印紙及び切手は、その後の手続きのため**返却できません**のでご了承ください。

(5) 合否判定

原則試験片を提出されたその場で合否判定となりますが、探傷試験（カラーチェック）実施のため判定までお時間をいただくことがあります。

■合格基準について

試験片（テストピース）の曲げられた外面において、下記の欠陥が認められる場合は**不合格**となり、**免許の有効期間を更新できません**。

- ①長さ 3.2mm以上の割れがある場合（※）
- ②割れの長さが 3.2mm未満でもその合計長さが 7mmを超える場合（※）
- ③小割の数が 10 個以上ある場合
- ④ブローホールの数が 10 個を超える場合
- ⑤アンダーカット、溶け込み不良又はスラッグの巻き込みが著しい場合
- ⑥その他上記に準ずる欠陥がある場合

※アンダーカット・内部の割れは問題としますが、熱影響部の割れは問題としないものとします。また、ブローホールと割れが連続しているものは、ブローホールを含めて連続した割れの長さとしみなします。

■判定不能について

下記の事由により**合否判定ができない場合**についても、**免許の有効期間を更新できません**。

- ①試験片を規定の寸法で切断していない場合
- ②試験片の曲げ試験を規定の方法で行っていない場合
- ③曲げ試験の後に試験片の溶接部に研磨等の加工を行っている場合
- ④その他試験片の合否判定が不能となる場合

重要

試験片による更新申請は、**更新のタイミングごとに一度限りの制度**です。不合格（又は判定不能）となったのでもう一度更新申請する、という手続きではありませんのでご了承ください。不合格となったのち、再び**特別ボイラー溶接士の免許**を取得するには改めて**免許試験**を受けていただく必要がありますが、**有効期間満了後 2 年以内**は**学科試験が免除され、実技試験のみ**となります。

5 合否判定後の流れ

(1) 合格の場合

後日**東京労働局免許証発行センター**より、有効期間が更新された**新しい免許証**が郵送されます。（**4（4）試験片の提出**で**免許証の返却**を受けた方は、**そのとき返却された免許証**を各自で処分してください。）

(2) 不合格の場合

- ① **衛生管理者、ボイラー技士等他の安衛法関係免許を所持されている場合**

後日**当局**より、更新不可の旨の**通知書**を郵送します。さらに後日、**有効期間満了後**に、**東京労働局免許証発行センター**より、**特別ボイラー溶接士以外の免許**に係る**新しい免許証**が郵送されます。（**4（4）試験片の提出**で**免許証の返却**を受けた方は、**そのとき返却された免許証**を各自で処分してください。）

② 衛生管理者、ボイラー技士等他の安衛法関係免許を所持されていない場合

後日当局より、更新不可の旨の通知書を郵送します。(4(4)試験片の提出で免許証の返却を受けた方は、有効期間満了後に、そのとき返却された免許証を各自で処分してください。)

お問い合わせ先・窓口

愛知労働局 労働基準部 安全課

〒460-8507 名古屋市中区三の丸二丁目5-1

名古屋合同庁舎第2号館2階

TEL 052-972-0255